

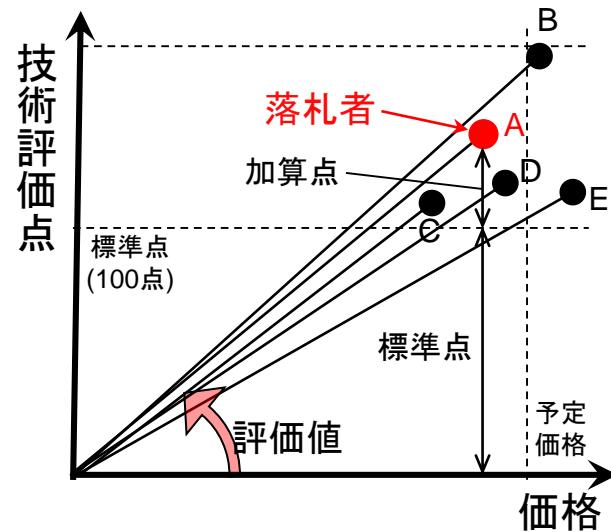
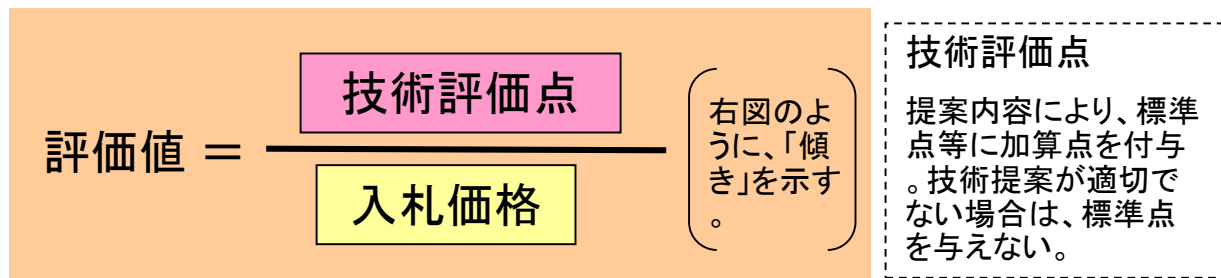
総合評価落札方式の改善

総合評価落札方式の概要

工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式**

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



【技術評価点の内訳】

<h3>標準点 100点</h3>	施工体制 評価点 30点	<h3>加算点</h3> 総合評価の方式 に応じて異なる
-------------------	--------------------	---------------------------------

競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に付与

入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与

技術提案等を審査して付与

総合評価落札方式における加算点の配点

- ・技術評価点の加算点の評価項目は、①技術提案、②企業の能力等、③技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」の通りとする。
- ・このうち、②企業の能力等と③技術者の能力等の配点割合は同じとする。
- ・地域精通度・貢献度等については、②企業の能力等の中で評価し、配点は10点を上限とする。

<配点割合>

施工能力評価型 I型の場合

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40	
	段階選抜対象 40	
施工計画※1 —	企業の能力等※2 20	技術者の能力等 20

※1 二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみ審査し、点数化しない。

※2 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定する。

技術提案 評価型S型

	総合評価対象60	
	段階選抜対象 30	
技術提案 30	企業の能力等※1※2 15	技術者の能力等※2 15

※1 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定する。(GPA対象工事の場合は設定しない。)

※2 GPA対象工事の場合、企業の能力等及び技術者の能力等は段階選抜での評価のみに利用し、総合評価では評価しない。

技術提案 評価型A型

総合評価対象70	段階選抜対象 40/60		
技術提案 70	簡易な技術提案※1 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20

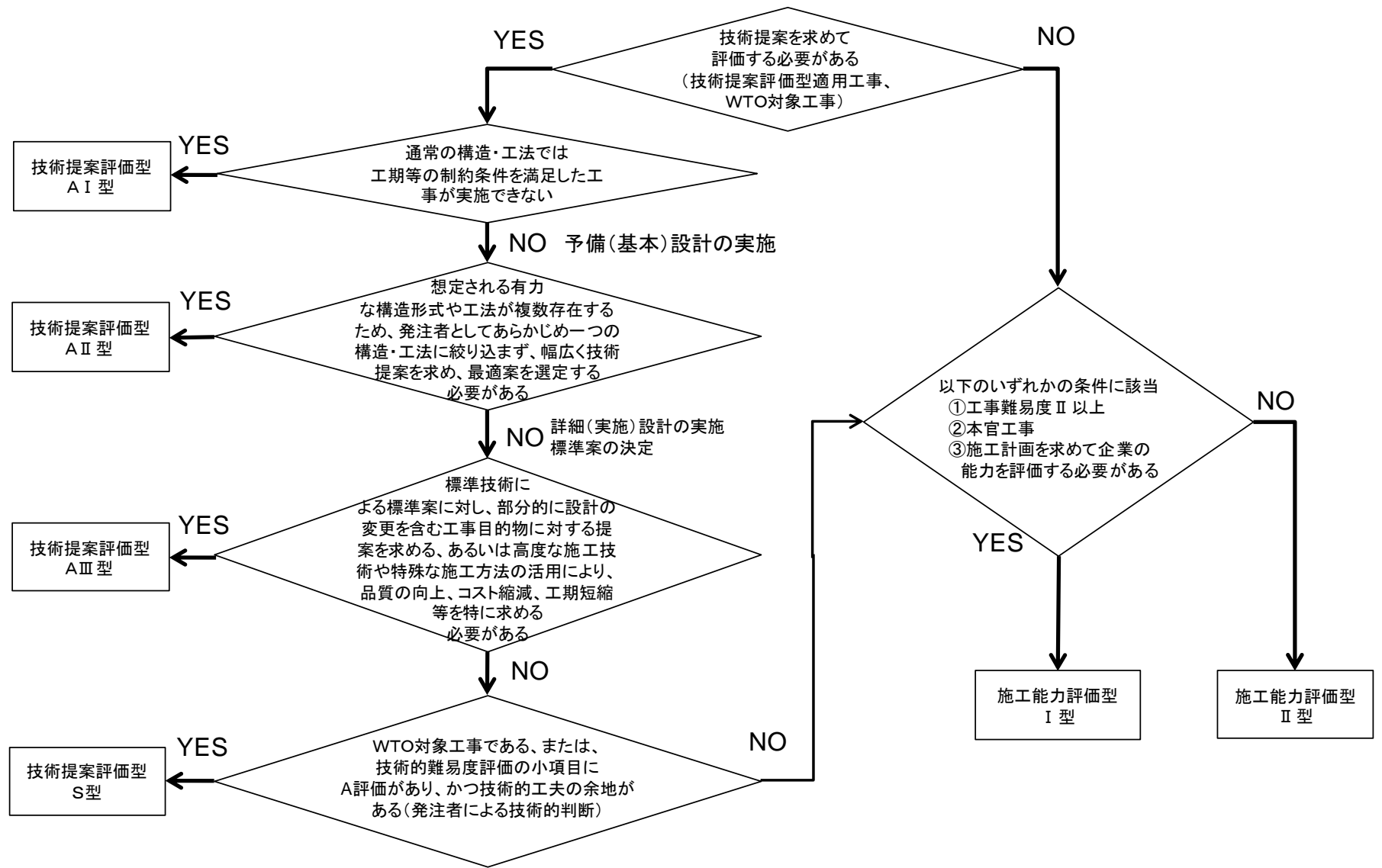
※1 簡易な技術提案は段階選抜で必要に応じて評価

← 施工能力を評価する →

← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →

	施工能力評価型		技術提案評価型			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	求めない (実績のみで評価)	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	可・不可の二段階で審査		点数化			
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替とすることも可)	GPA対象工事は必須、それ以外は必要に応じて実施	必須		
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型

・ 総合評価落札方式のタイプ選定は、以下のフローに従って行うこととしている。



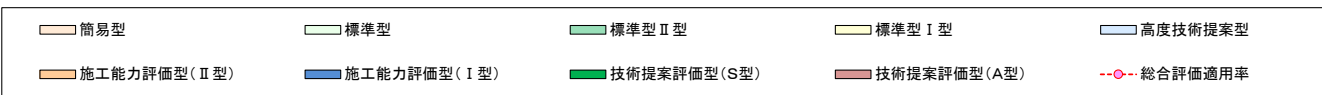
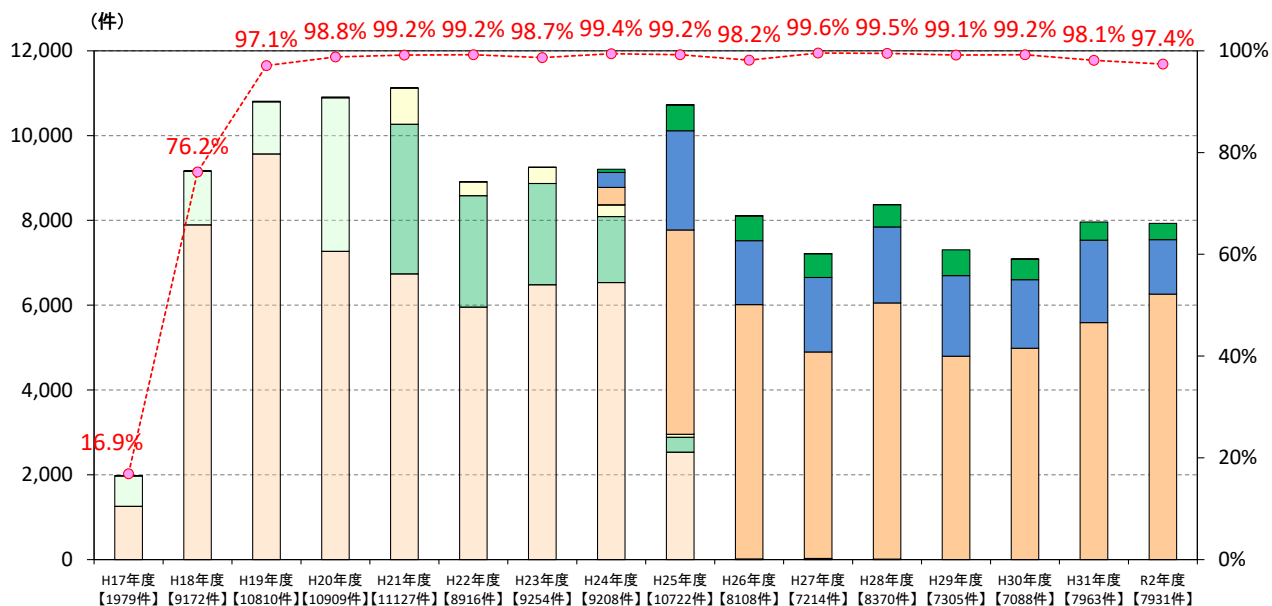
(参考)各タイプを適用する工事内容の例

		施工能力評価型		技術提案評価型			
		II型	I型	S型	AIII型	AI型、AII型※	
具体例	築堤工	<ul style="list-style-type: none"> 築堤工事のうち土量10,000m³未満で特に困難な条件がない工事 	<ul style="list-style-type: none"> 築堤工事のうち堤防高さ5m以上で土量10,000m³以上の工事 II型の工事のうち延長が200m以上の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 築堤工事のうち土量30,000m³以上の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 築堤と樋門、樋管を一体的に施工する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模水害対策等で関係機関等と一体的に整備する必要のある場合 	
	道路土工	<ul style="list-style-type: none"> 道路土工のうち盛土高10m未満で土量50,000m³未満の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 道路土工のうち盛土高10m以上で土量50,000m³以上の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 道路土工のうち土量150,000m³以上の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 道路土工と橋梁等の構造物を一体的に施工する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地域整備計画と一体的に整備する必要のある場合 	
	橋梁	—	<ul style="list-style-type: none"> 鋼橋上部のうち、構造形式として、単純鈹桁橋で最大支間長が25m未満の製作・架設工事 PC工事のうち構造形式が、単純桁の床版橋の架設工事 PC工事のうち、プレテンションの購入桁の架設工事 	<ul style="list-style-type: none"> 鋼橋上部のうち、構造形式が単純鈹桁橋以外の製作・架設工事 PC工事のうち、構造形式が連結桁、かつ床版橋以外の架設工事 	<ul style="list-style-type: none"> 構造形式として新形式、複合構造、斜張橋、吊橋、トラス橋、アーチ橋等の特殊構造が想定される場合 架設工法としてトラッククレーンベント工法以外の工法(例えば、送出し工法、横取り工法、ケーブルエレクション等)が想定される場合 保全工事のうち難易度の高いもの(大規模な桁本体の補強・取替、特殊構造物の補強等) 	詳細設計付きで発注	<ul style="list-style-type: none"> 交通量の多い高架橋等で施工期間等の制約が非常に大きく、特殊な施工方法及当該施工方法に合致した目的物が必要な場合 PC、メタルの両形式を容認する規模の橋梁等
	トンネル	山岳	—	<ul style="list-style-type: none"> NATM工法で掘削区分がA~C、内空断面積が45m²未満かつトンネル延長が、300m未満の工事 	<ul style="list-style-type: none"> NATM工法で内空断面積が45m²以上かつトンネル延長が、300m以上の工事 		<ul style="list-style-type: none"> 特殊な地山条件(膨張性、未固結、大量湧水、有毒ガス、高地熱等)や施工条件(低・大土被、偏圧、近接施工)の工事
	シールド等	—	<ul style="list-style-type: none"> 施工条件が特殊でなく小口径の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 施工条件が特殊でなく大中口径の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 長距離、超大断面、大深度、急速施工を要する工事 	<ul style="list-style-type: none"> 非開削での切開きや分岐が必要な工事 	

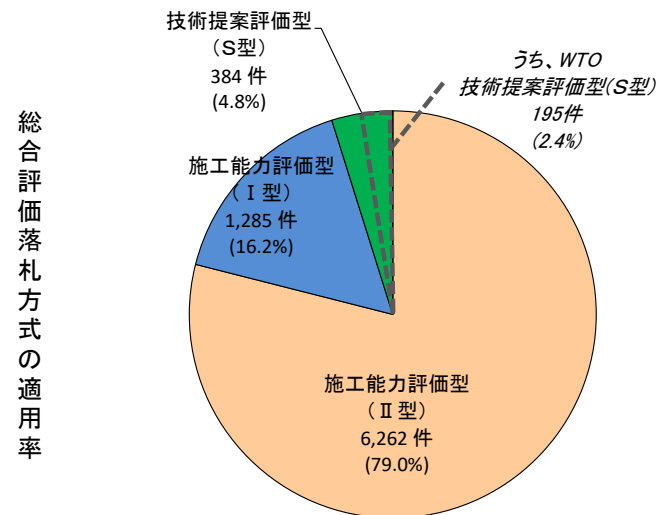
総合評価落札方式の適用状況

- 随意契約を除く発注工事件数に占める総合評価落札方式適用率は件数ベースで97.4%(令和2年度)と、**大多数で総合評価により落札者を決定。**
- 総合評価のタイプ別の内訳では、**施工能力評価型(Ⅱ型)**が件数79.0%、金額57.2%と最も多く、**施工能力評価型(Ⅰ型)**が16.2%、15.9%、**技術提案評価型(S型)**が4.8%、26.9%となっている。

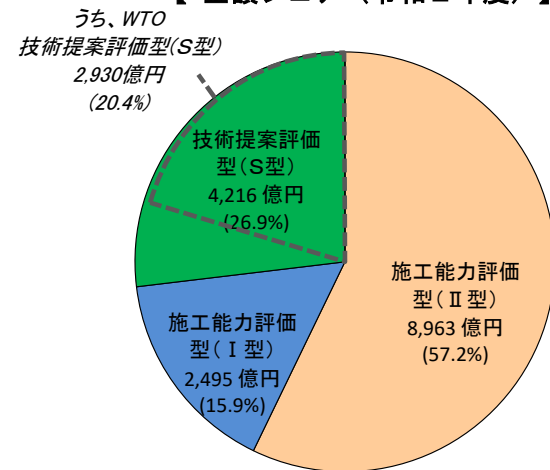
【実施件数(平成17年度～令和2年度)】



【件数シェア(令和2年度)】



【金額シェア(令和2年度)】



注1) 8地方整備局の工事を対象(港湾・空港関係工事を含む)
 注2) 適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価落札方式実施件数の割合
 注3) 令和2年度は上記の他、価格競争による工事213件の契約を締結

【改正点①】工事の性格、地域の実情に応じた入札契約方式の選定 国土交通省

○ 多様な入札・契約方式を工事の内容や条件等に応じて選定するためのフロー図をガイドラインにも明記。

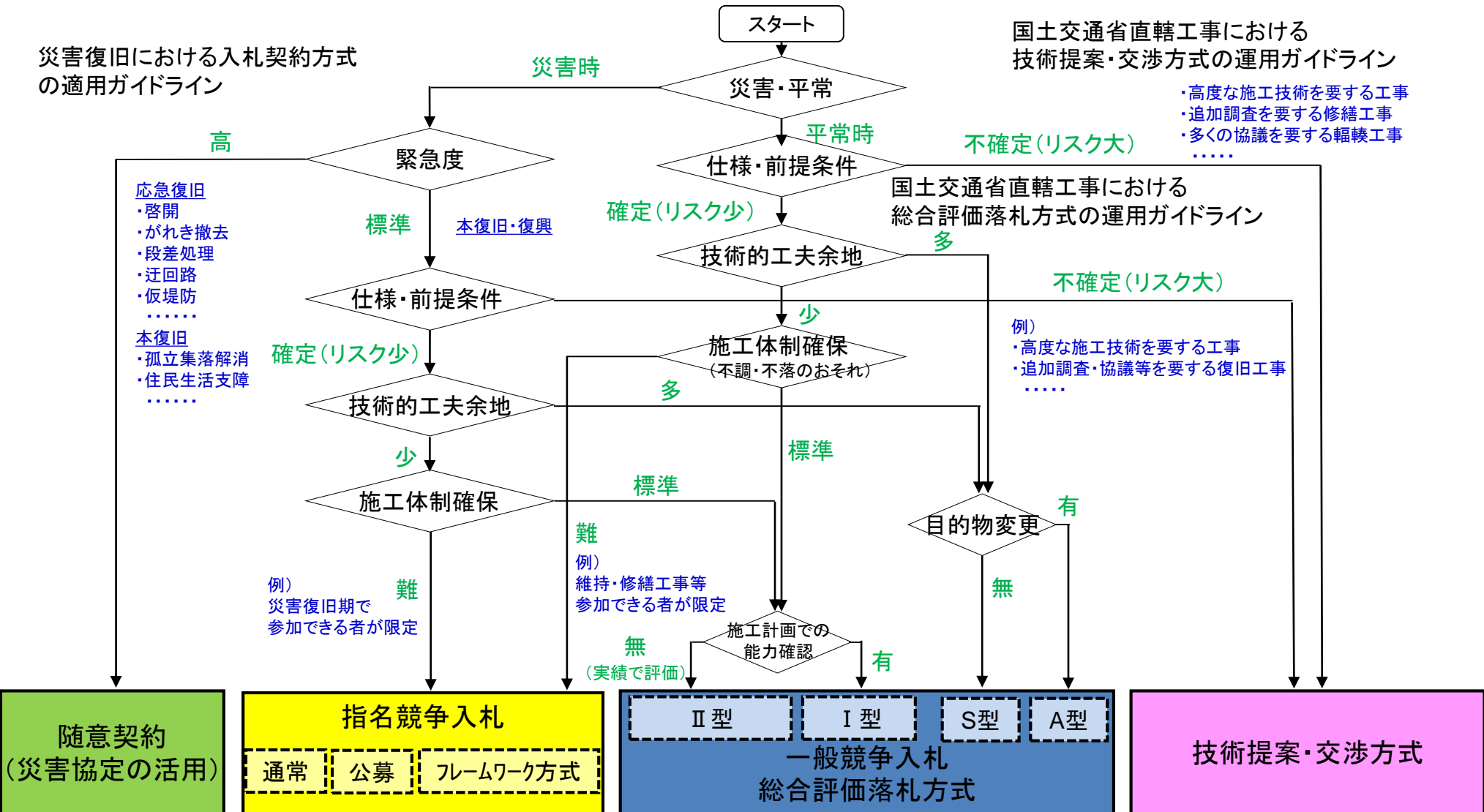
災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン

- ・高度な施工技術を要する工事
- ・追加調査を要する修繕工事
- ・多くの協議を要する輻輳工事
-

国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン

- 例)
- ・高度な施工技術を要する工事
 - ・追加調査・協議等を要する復旧工事
 -



発注者が任意の特定の者を選定

通常：発注者が有資格者より競争参加者を指名
 公募：公募による審査を通過した者を指名
 フレームワーク方式：公募により選定した者に対し、所定期間内の複数の個別工事を発注

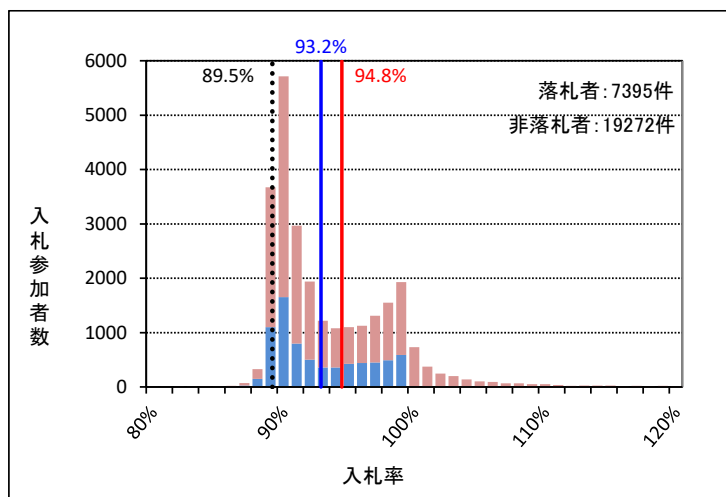
A型：目的物の変更を伴う技術提案を求める
 S型：目的物の変更を伴わない技術提案を求める
 I型：企業・技術者能力を評価、施工計画の提出を求める
 II型：企業・技術者能力を中心に評価(施工計画の提出を求めない)

最も優れた提案を行った優先交渉権者と価格や施工方法等を交渉し、交渉が成立した場合には、契約の相手方とする

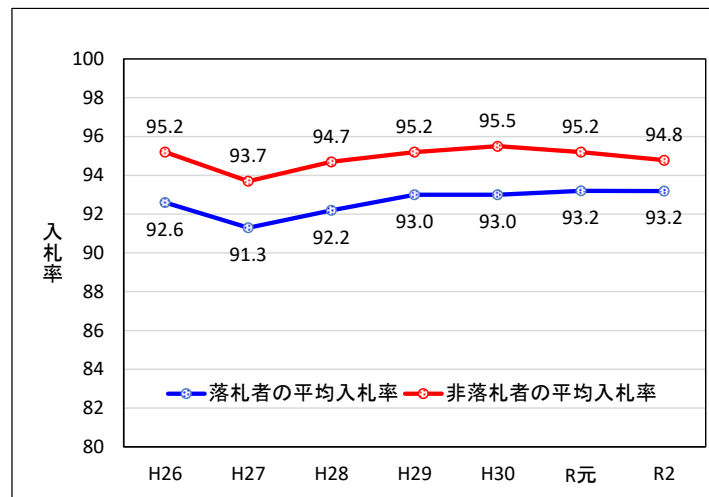
入札率の分布〔経年変化〕

■ **入札率の分布は調査基準価格付近で多く、落札者の平均入札率は令和2年度に93.2%で令和元年度から横ばい、非落札者の平均入札率は同94.8%で0.6%減少している。**

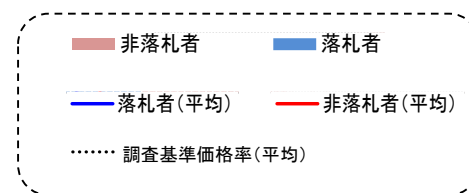
【令和2年度】



【平均入札率の経年変化】



〔凡例〕



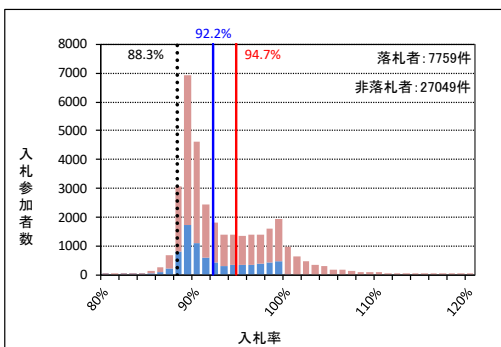
注1) 8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象

- ・港湾・空港関係工事
- ・価格競争
- ・調査基準価格が設定されていない工事

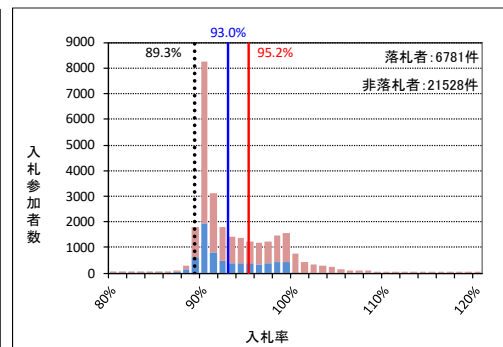
注2) 入札参加者数は、競争参加者数から無効・辞退等を除く。

注3) 「調査基準価格率」とは、調査基準価格を予定価格で除して算出した数値

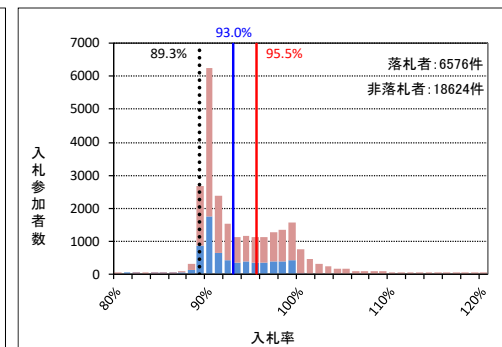
【平成28年度】



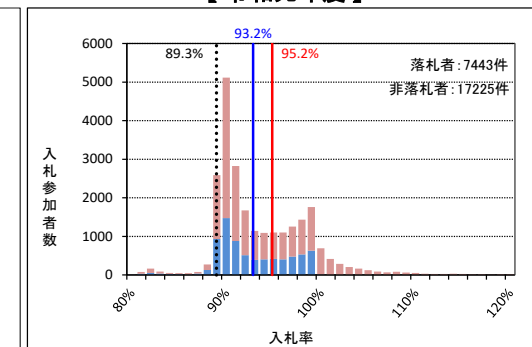
【平成29年度】



【平成30年度】



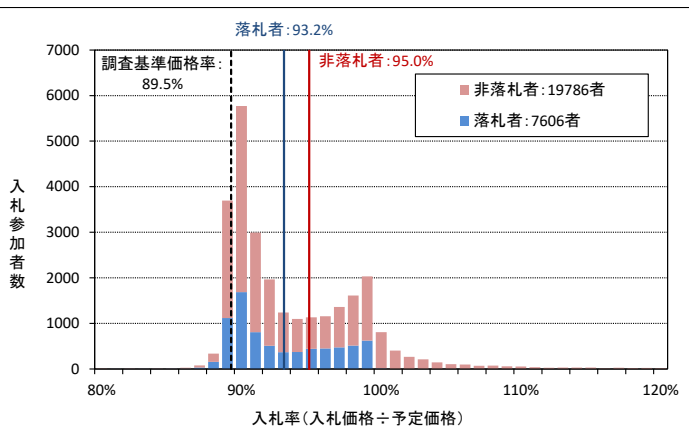
【令和元年度】



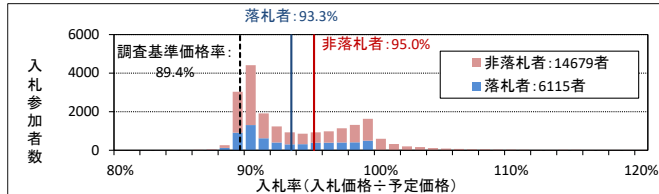
入札率の分布〔契約タイプ別〕

■ WTO技術提案評価型(S型)では、「入札率」の分布が他の契約タイプよりも調査基準価格付近に集中している。

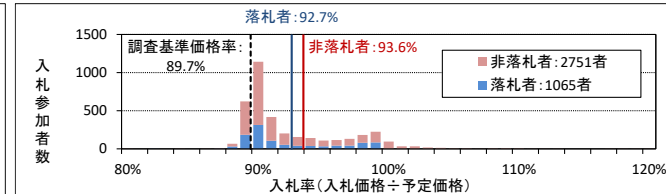
〔全タイプ〕
工事件数: 7,606件
平均工事規模(予定価格): 217百万円
平均入札参加者数: 3.6者



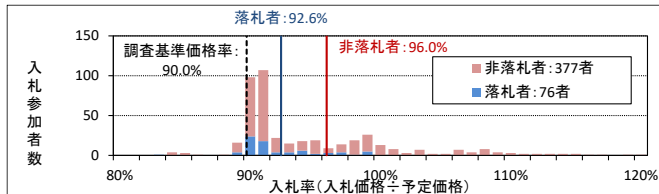
〔施工能力評価型(Ⅱ型)〕
工事件数: 6,115件
平均工事規模(予定価格): 168百万円
平均入札参加者数: 3.4者



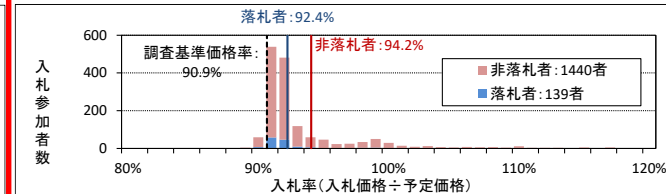
〔施工能力評価型(Ⅰ型)〕
工事件数: 1,065件
平均工事規模(予定価格): 233百万円
平均入札参加者数: 3.6者



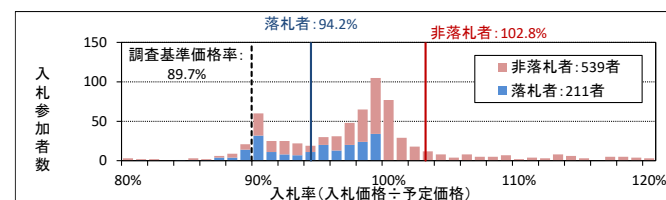
〔技術提案評価型(S型)〕
工事件数: 76件
平均工事規模(予定価格): 403百万円
平均入札参加者数: 6.0者



〔WTO技術提案評価型(S型)〕
工事件数: 139件
平均工事規模(予定価格): 2239百万円
平均入札参加者数: 11.4者



〔価格競争〕
工事件数: 211件
平均工事規模(予定価格): 159百万円
平均入札参加者数: 3.6者



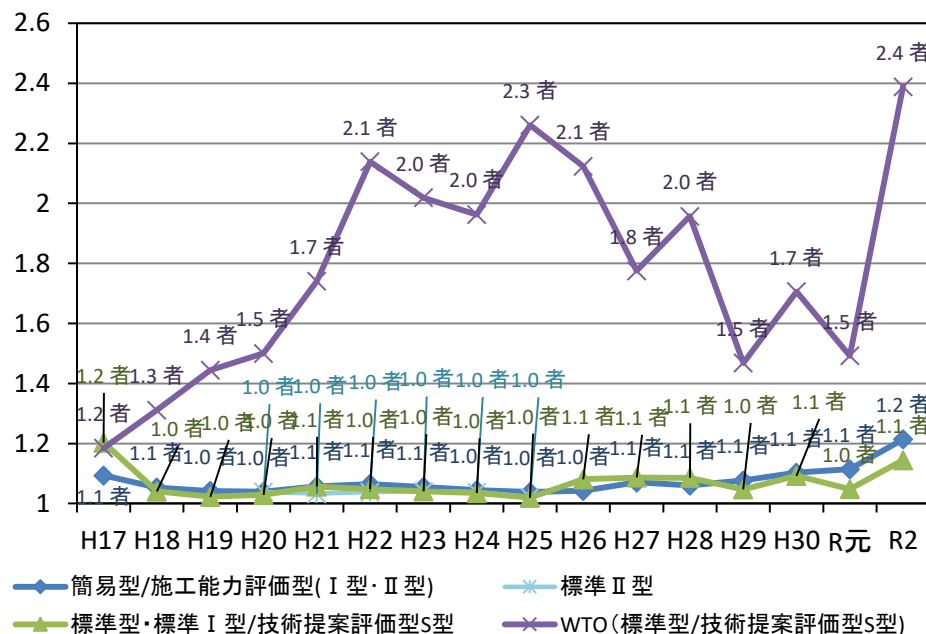
注1) 8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象
・港湾・空港関係工事
・価格競争
・調査基準価格が設定されていない工事

注2) 入札参加者数は、競争参加者数から無効・辞退者を除く。
注3) 平均工事規模は、予定価格(税込み)とする。

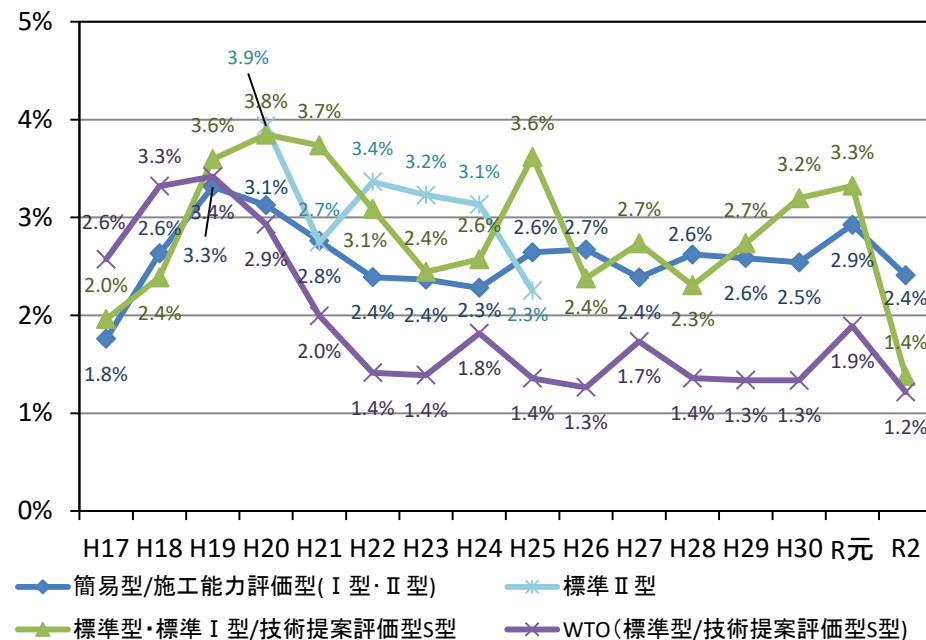
技術評価点1位と2位の得点率の差・落札者と非落札者の得点率の差

■ 近年、「技術評価点1位同点者数」が増加し、「技術評価点1位と2位の得点率差」は減少する傾向。
 → いずれの方式においても技術点の差が付きにくい状況

【 技術評価点 1 位同点者数 】



【 技術評価点 1 位と 2 位の得点率の差 】

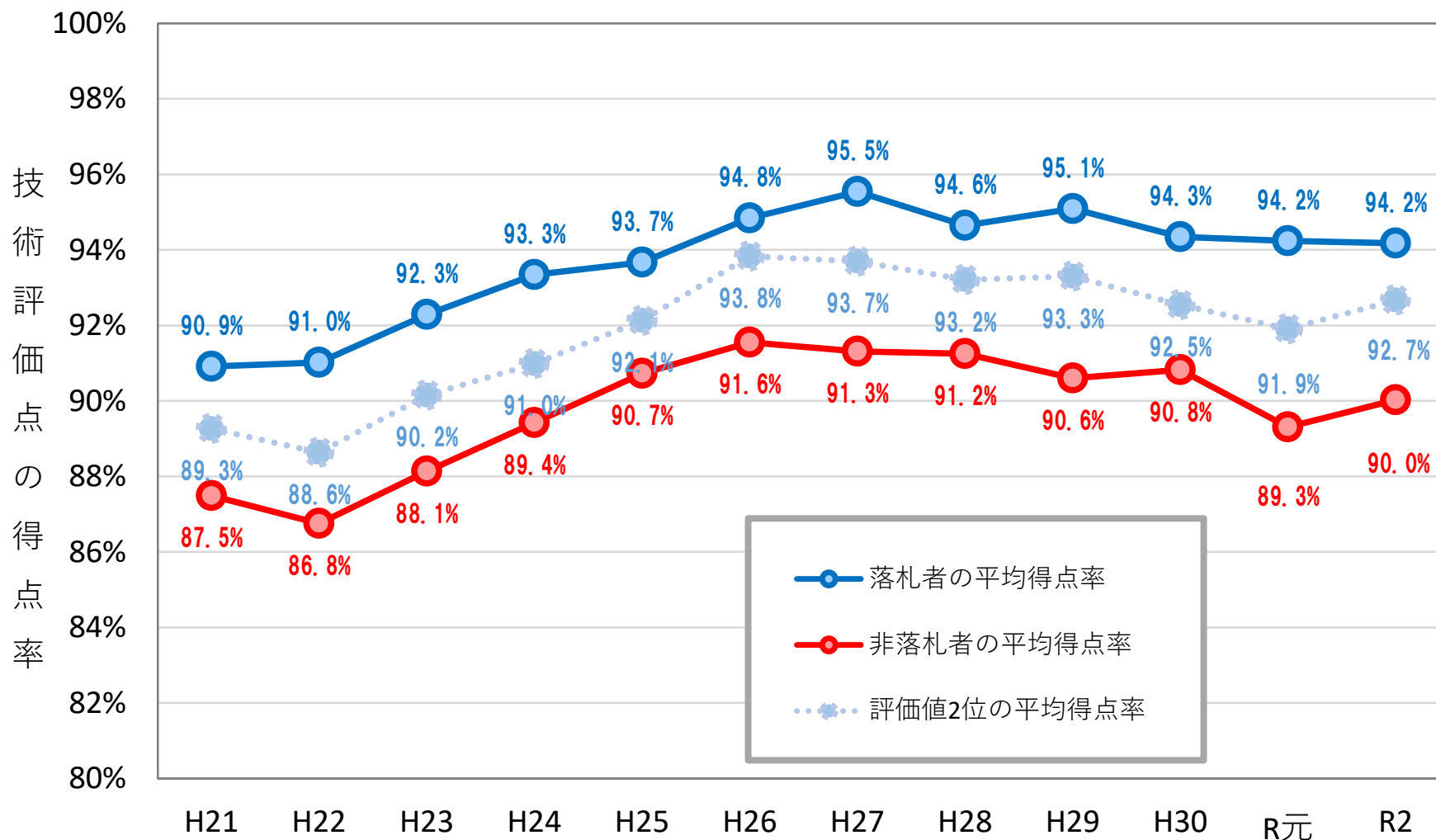


注1) 8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象
 ・港湾・空港関係工事 ・価格競争 ・高度技術提案型/技術提案評価型A型
 ・加算方式の試行工事(平成19年度)
 注2) 技術評価点の順位は、無効・辞退等及び予定価格超過者を除き判定

注3) 以下の工事は比較から除いている。
 ・予定価格内1者の案件(「技術評価点1位と2位の得点率の差」の集計)

技術提案評価型S型の技術評価点の推移(参考)

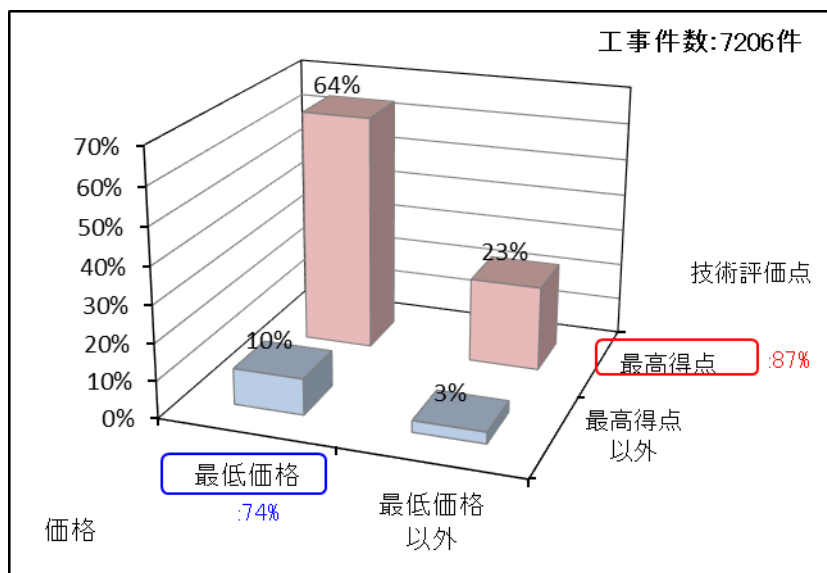
■ 技術評価点の得点率について、落札者と非落札者の技術点差はそれほどついていない傾向。



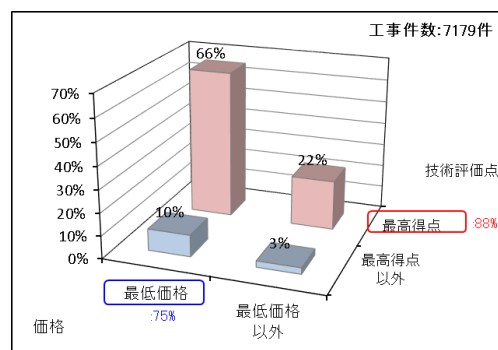
※ 8地方整備局(港湾・空港関係工事を除く)の技術提案評価型S型(標準型含)工事を対象。
非落札者の平均得点率は予定価格内の入札者を対象に算出。

- 落札者に占める「技術評価点の最高得点者の割合」は、令和2年度は87%で令和元年度から1%微減している。
 - 落札者に占める「最低価格者の割合」は、令和元年度の75%から令和2年度は74%に微減している。
- 価格、技術双方でトップである者が受注する傾向が続いている。技術点による逆転が少ない。

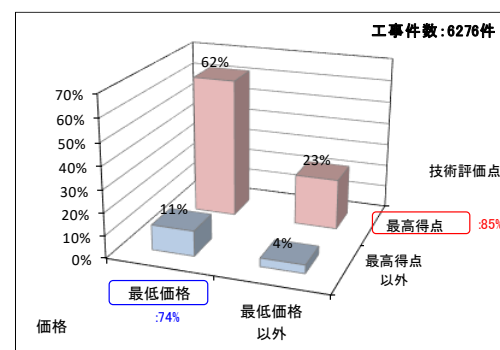
【令和2年度】



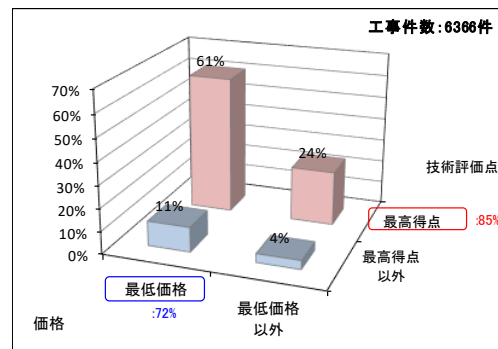
【令和元年度】



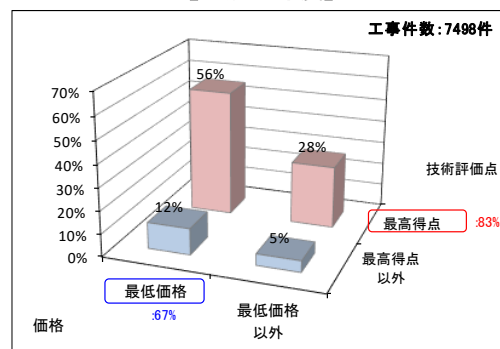
【平成30年度】



【平成29年度】



【平成28年度】



注1) 8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象

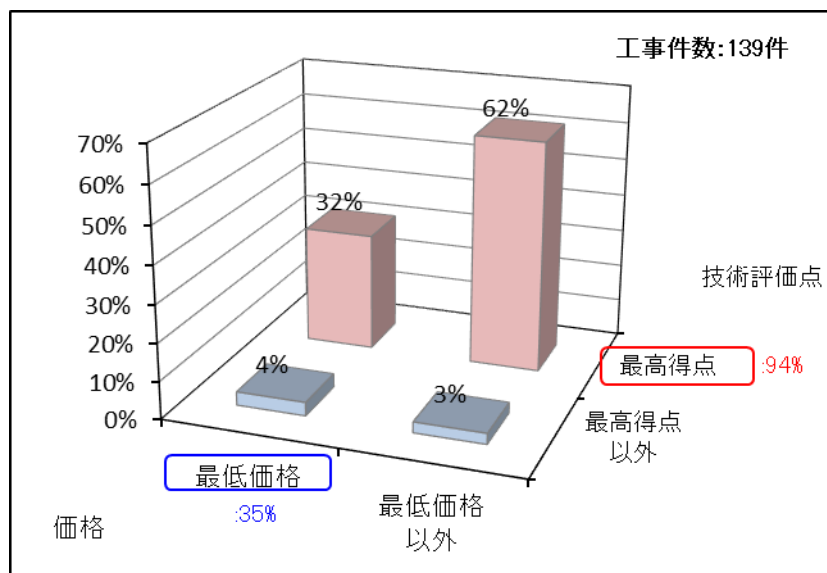
・港湾・空港関係工事 ・価格競争

注2) 施工能力評価型には二極化前の簡易型を含む

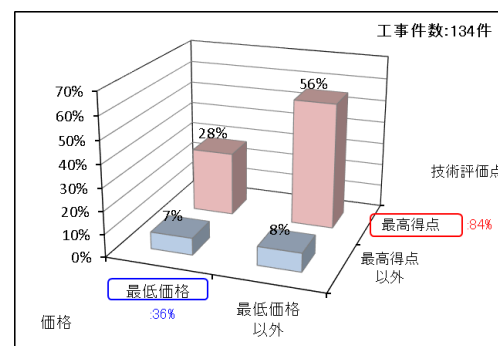
注3) 価格及び技術評価点の区分は、無効・辞退等及び予定価格超過者を除き判定。

- WTO技術提案評価型(S型)の落札者に占める「技術評価点の最高得点者の割合」は、平成28年度以降84%~90%で推移していたが、令和2年度は94%であった。
 - 落札者に占める「最低価格者の割合」は、令和元年度は35%となっている。
- 最低価格以外の落札が多く、技術提案評価型においては技術点での逆転が生じているとも言えるが、価格が僅差となっているためとも考えられる。

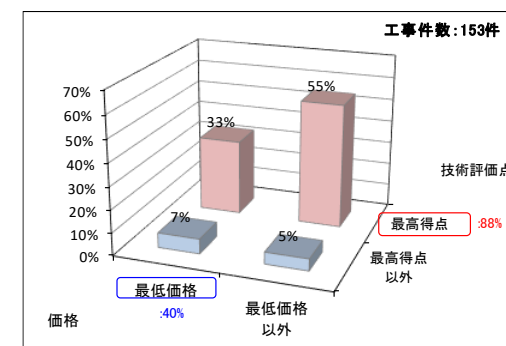
【令和2年度】



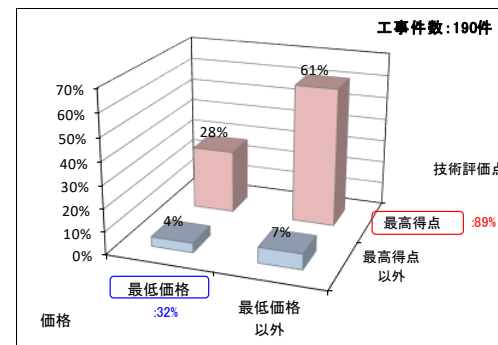
【令和元年度】



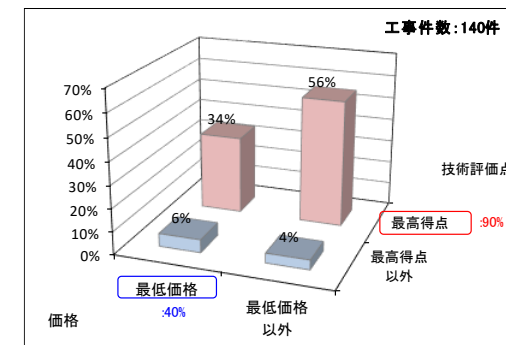
【平成30年度】



【平成29年度】



【平成28年度】



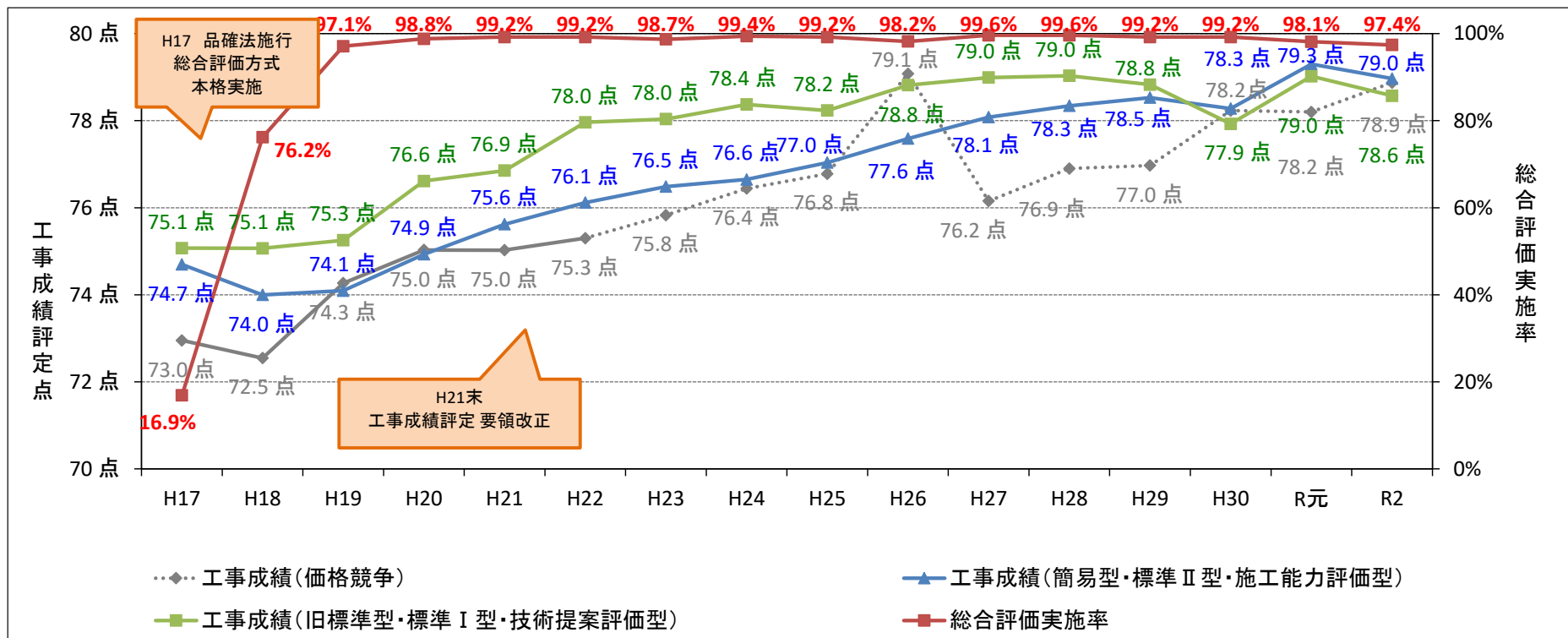
注1) 8地方整備局の工事のうち、下記を除く工事を対象
 ・港湾・空港関係工事 ・価格競争

注2) WTO技術提案評価型(S型)には二極化前のWTO標準型も含む

注3) 価格及び技術評価点の区分は、無効・辞退等及び予定価格超過者を除き判定。

工事成績評定点の推移

- 工事成績評定点の平均は、経年的に上昇傾向にある。
- 平均で見ると、品質低下が顕在化する状況は見受けられない。



	H17件数	H18件数	H19件数	H20件数	H21件数	H22件数	H23件数	H24件数	H25件数	H26件数	H27件数	H28件数	H29件数	H30件数	R元件数	R2件数
価格競争	7,088	2,385	2,054	827	223	193	76	34	50	77	13	20	33	27	55	62
総合評価(簡易型・標準Ⅱ型・施工能力評価型)	680	4,923	8,269	8,645	8,949	7,643	7,932	7,963	9,129	6,835	6,039	7,340	6,248	5,925	6,468	2,471
総合評価(旧標準型・標準Ⅰ型・技術提案評価型)	378	686	921	725	691	211	255	218	455	378	364	304	429	278	145	7

注1) 8地方整備局の工事を対象 (港湾・空港関係工事を除く)、価格競争を含む。
 注2) 注1)の工事のうち、契約データと工事成績データとのマッチングができたものを対象に集計(平成30年度完成分まで)

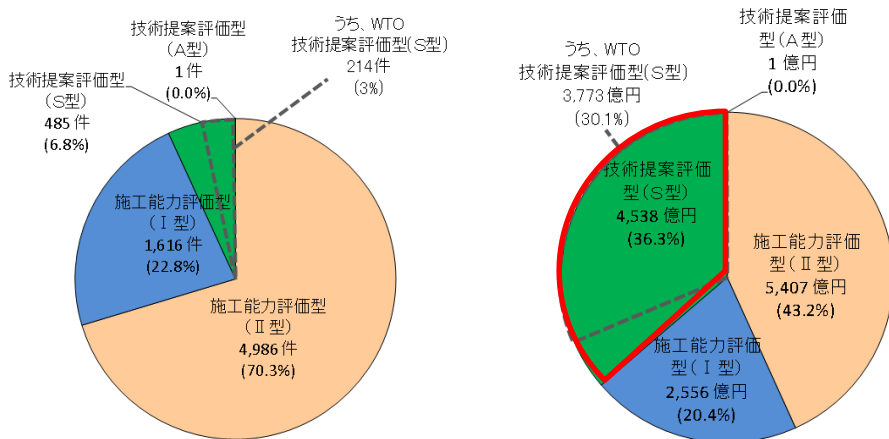
注3) 各年度の工事件数は契約年度別で整理
 注4) 平成26年度完成工事の価格競争には土砂災害の緊急復旧工事が含まれているため、工事成績評定点が高くなっている。

技術提案評価型(S型)の改善(1)

- 技術提案評価型(S型)は、目的物の変更や協議を伴わない、工事の品質確保等の観点からの技術提案を求めるもの。
- 不確定要素が大きい工事には技術提案・交渉方式を適用し、不確定要素の少ない工事(※)を中心に技術提案評価型(S型)を適用するよう、事業に内在するリスクに応じて使い分けことが望ましい。

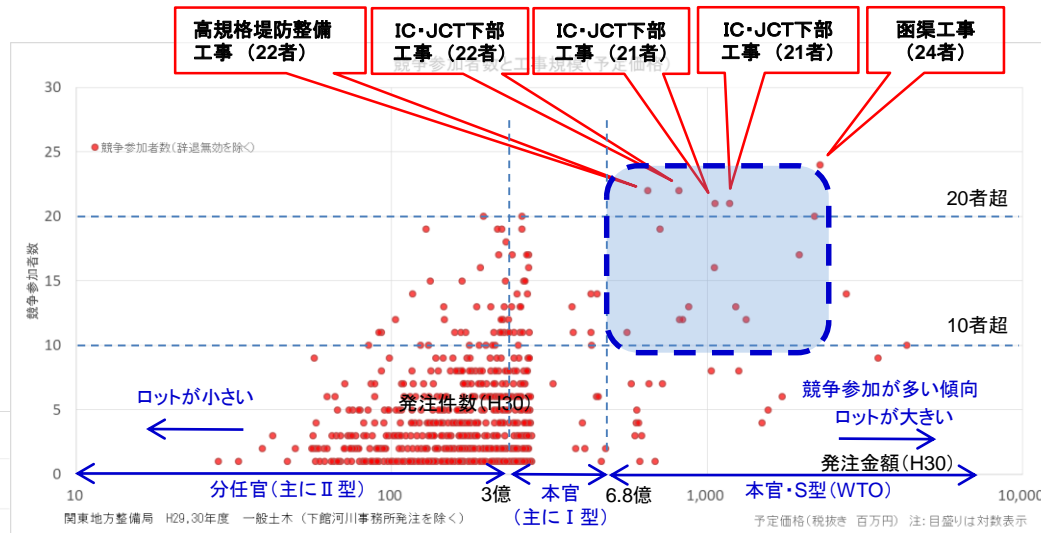
■ 技術提案評価型S型

件数ベースで約7%、金額ベースで約36%を占める

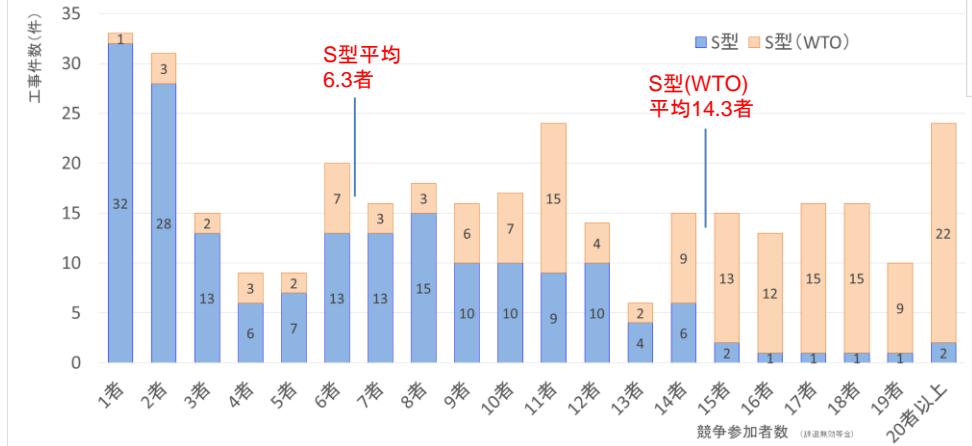


■ 不確定要素が少ない(競争参加者が多い)工事

関東地方整備局 H29,30年度 一般土木 の例



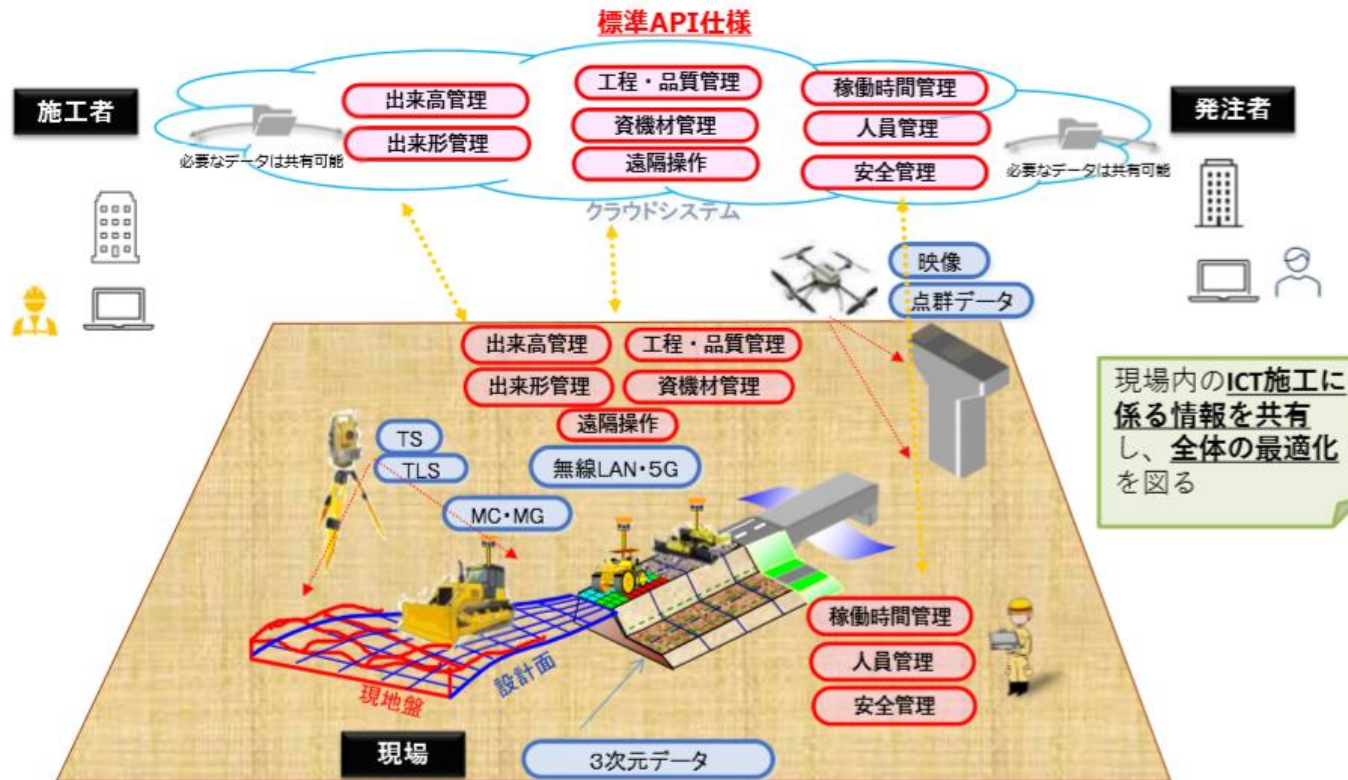
技術提案評価型 競争参加者数 (H30年度)



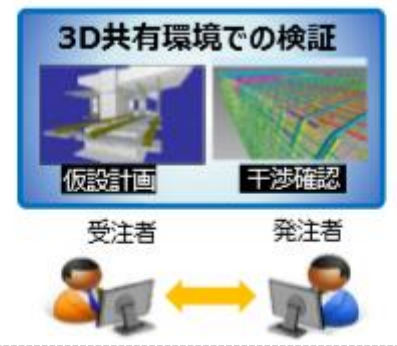
(※)不確定要素の少ない工事地元・関係機関協議や用地、施工ヤード、土砂処分先の確保状況等の社会条件がほぼ確定しており、入札時に想定していなかった事案が生じたこと等による工事費、工期の変更リスクが少ないと見込まれる工事。リスク(不確定要素)の大きいものについてはECIの適用が進展。

技術提案評価型(S型)の改善(2)

- i-Constructionの推進、新型コロナウイルス感染症対策を契機として、非接触・リモート型の働き方への転換、抜本的な生産性や安全性向上を図るためインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)のより一層の推進が課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、技術提案評価型(S型)では、工事の品質確保等に関する項目に加え、ICT活用等による生産性向上に関する提案を求める試行が、生産性向上の推進に寄与するとともに、技術評価点の差をつけにくい状況の改善にも有効ではないか。



公共事業を「現場・実地」から「非接触・リモート」に転換
 ・発注者・受注者間のやりとりを「非接触・リモート」方式に転換するためのICT環境を整備



技術提案評価型(S型)の改善 入札時に生産性向上の取組を評価

- 生産性向上の推進のため、工事の品質確保等に関する複数の評価項目のうち、ICT活用等による生産性向上に関する技術提案を設定し提案を求めて評価していく。(令和3年度～試行※)
- 実施にあたり、現場において生産性向上に効果があがるよう実施結果を確認していくことも必要。

※既に一部の地方整備局では、本主旨に沿った試行を実施

■対象工事

技術提案評価型S型で発注する工事のうち、下記のいずれかに該当するもの

- ・入札参加者が多く見込まれる工事
- ・同一工種の施工量が大きく生産性向上の効果が大きいと想定される工事

■実施方法

テーマ(課題)に対して複数求める提案のうち1つを、生産性向上に資する提案として設定

<従来>

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

<試行>

- 複数求める提案のうち1つを、
- ・施工の効率化、省力化に関する技術提案
 - ・労働環境の改善に関する技術提案
 - ・情報通信技術(ICT)の活用等による生産性向上に関する技術提案 等
- に係る提案として求める。

■評価方法(例)

提案について、生産性向上の効果について、段階的評価(本省ガイドラインと同様)を実施

高い効果が期待できる	満点
効果が期待できる	50%
一般的事項のみの記載となっている	0点

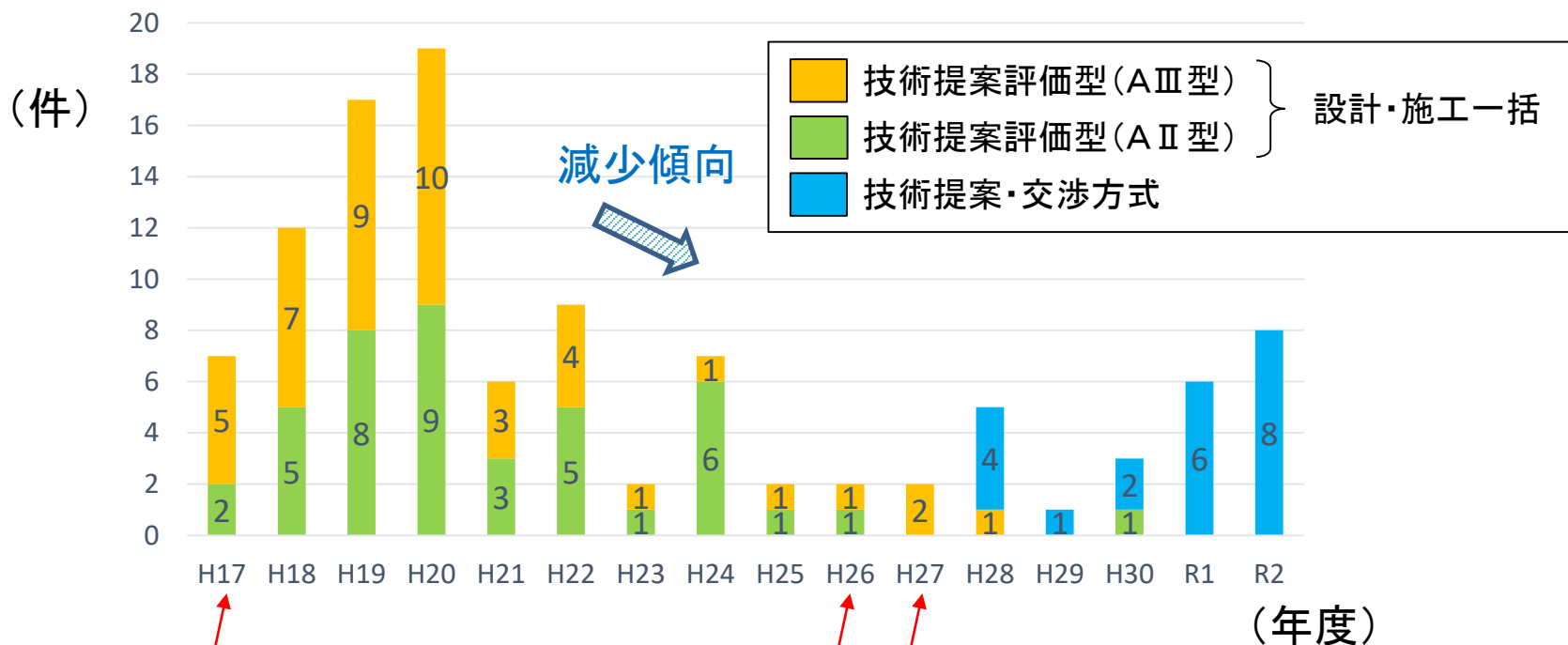
技術提案評価型(A型)の実施状況

- 設計変更や工事目的物の変更等を含む提案を求める技術提案評価型(A型)については、近年適用事例が少なくなる一方、施工者が設計段階から関与する方式を中心に技術提案・交渉方式が適用され始めている。
- 一方で、手続の長さ、不慣れ、契約後の条件変更リスク等を背景に件数は伸び悩んでいる。

- 品確法成立（平成17年3月）：総合評価落札方式・高度技術提案型※ ⇒ 設計・施工一括発注方式
- 品確法改正（平成26年6月）：技術提案の審査及び価格等の交渉による方式 ⇒ 技術提案・交渉方式

※現在は技術提案評価型(A型)に変更

設計・施工一括発注、技術提案・交渉方式の実施件数の推移



品確法成立(H17.3)

品確法改正(H26.6)

技術提案・交渉方式
ガイドライン(H27.6)

注1) 平成17~29年度、29年度は4~9月
注2) 8地方整備局(北海道、沖縄除く)
注3) 港湾、空港関係を除く

本日の論点(総合評価落札方式の改善)

<現状まとめ>

- 競争入札の大多数で、総合評価落札方式により受注者を決定。
- 総合評価落札方式の実施状況について、主な現状を確認。
 - 入札価格の調査基準価格付近への集中
 - 技術評価の差が開きにくい
 - 工事成績の平均値からは、品質低下が顕在化している状況は見受けられない
- 目的物の変更等を伴う提案を求めるタイプの適用が少なくなり、技術提案・交渉方式の適用が始まる一方、適用数はまだ少ない。

<論点>

- 多様な方式の採用が可能となっている現状においても、総合評価落札方式の適用が大多数を占めるが、望ましい落札者決定方式として機能しているか、入札価格や技術評価の現状のほか、課題は無いか。
- 技術提案・交渉方式は手続きにかかる期間・労力に課題もあると考えられるなど、落札者決定方式を選択するにあたり、受発注者の負担のほか、考慮すべき事項は何か。

ご意見を踏まえた検討

総合評価落札方式の実施、適正価格での良い品質の工事の調達
に対する改善につながる具体的な分析、改善の取組

○ 近年の品質確保や働き方改革、コロナ対応等の取組を踏まえ、標準的な対応となった事項等をガイドライン化

- ①受発注者双方の負担軽減策として実施が広がりつつある「一括審査方式」の位置づけ
- ②技術提案評価型の手続における、質問への回答から入札資料提出までの日数確保
- ③技術提案評価における技術提案数（複数提案）、オーバースペックに関する基本的な考え方を整理
- ④参加者からのヒアリングを必須としないことやウェブ開催を可能とすること 等
- ⑤技術者の能力において「海外技術者認定・表彰制度」認定案件を実績として評価

1. 総合評価落札方式の導入と改善の経緯

- 1-1 意義
- 1-2 総合評価落札方式導入と適用拡大に関する具体的な経緯
- 1-3 総合評価落札方式の適用上の課題と抜本的見直し
- 1-4 不正が発生しにくい制度への見直し
- 1-5 更なる検討課題

工事入契ガイドラインの改正とも整合させ、多様な方式の中の一つであることを明確化

2. 総合評価落札方式の実施手順

2-1 総合評価落札方式のタイプ選定

- 2-1-1 総合評価落札方式のタイプの概要及び適用の意義
- 2-1-2 総合評価落札方式適用の概要
- 2-1-3 総合評価落札方式のタイプ選定の詳細
- 2-1-4 段階的選抜方式

2-1-5 一括審査方式

2-2 手続きフロー

- 2-2-1 施工能力評価型の手続きフロー
- 2-2-2 技術提案評価型S型の手続きフロー
- 2-2-3 技術提案評価型A型の手続きフロー

2-3 入札説明書への記載

- 2-3-1 総論
- 2-3-2 技術提案

2-4 競争参加資格要件と総合評価項目

2-5 技術的能力の審査(競争参加資格の確認)

2-6 総合評価項目の審査・評価

- 2-6-1 評価項目及び配点の基本的な考え方
- 2-6-2 評価項目及び評価方法

2-7 評価基準及び得点配分の設定例

- 2-7-1 必須項目の設定例
- 2-7-2 施工能力評価型及び技術提案評価型S型の選択項目の設定例
- 2-7-3 技術提案評価型A型における評価項目・基準の設定例

①一括審査方式を位置づけ

②質問回答後の日数確保
(休日を含まない日数表記に統一)

③技術提案評価に係る考え方の明確化

・技術提案数(複数提案を評価しない考え方)、

・オーバースペックの考え方

④ヒアリングを必須としないことやウェブ開催可能とすることの明記

⑤海外技術者認定・表彰制度の実績の評価

賃上げを実施する企業に対する加点措置

2-8 技術提案評価型A型におけるその他手続き・留意事項

- 2-8-1 入札説明書の記載事項
- 2-8-2 技術提案の改善(技術対話)
- 2-8-3 予定価格の作成

3. 総合評価の方法

- 3-1 評価値の算出方法
- 3-2 加算方式及び除算方式の特徴
- 3-3 技術評価点の算出方法

4. 総合評価落札方式の結果の公表

- 4-1 評価結果の公表
- 4-2 技術提案等の採否に関する詳細な通知
- 4-3 中立かつ公正な審査・評価の確保
- 4-4 入札及び契約過程に関する苦情処理

5. 総合評価落札方式の評価内容の担保

- 5-1 技術提案履行の確保

6. 総合評価落札方式の試行等

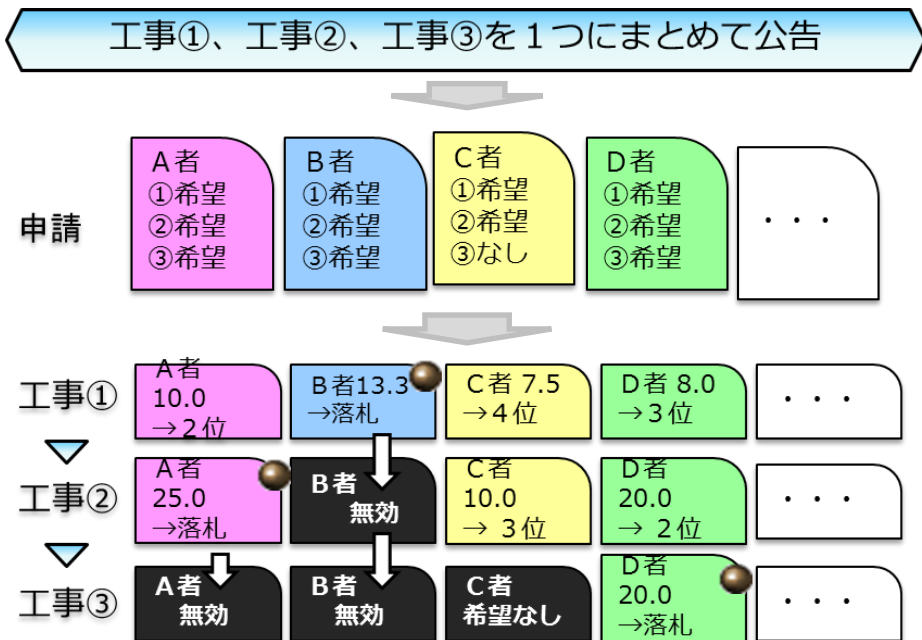
- 6-1 施工体制確認型総合評価落札方式の試行(平成18年～)
- 6-2 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行(平成21年～)
- 6-3 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行(平成24年～)
- 6-4 事後審査型入札方式の検討

生産性向上の取組評価(試行)

【主な改正点(案)①】一括審査方式を位置づけ

参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定される場合において、競争参加申込者からの技術資料の提出を一つのみとし、技術審査・評価を一括して実施する「一括審査方式」について、受発注者の事務負担の軽減等を目的として実施してきたところであるが、実施状況等を踏まえガイドラインにも明記。

【一括審査方式（イメージ）】



【ポイント】

○基本的な考え方

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、一定の条件を満たす2以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとする「一括審査方式」を適用することができる。

○対象工事の条件

- ・支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ・工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ・工事種別や等級区分等が同じ工事
- ・入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ・工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ・工事難易度が同じ工事

○留意事項

- ・入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。
- ・落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにすること。

【主な改正点(案)②】質問回答後の日数確保

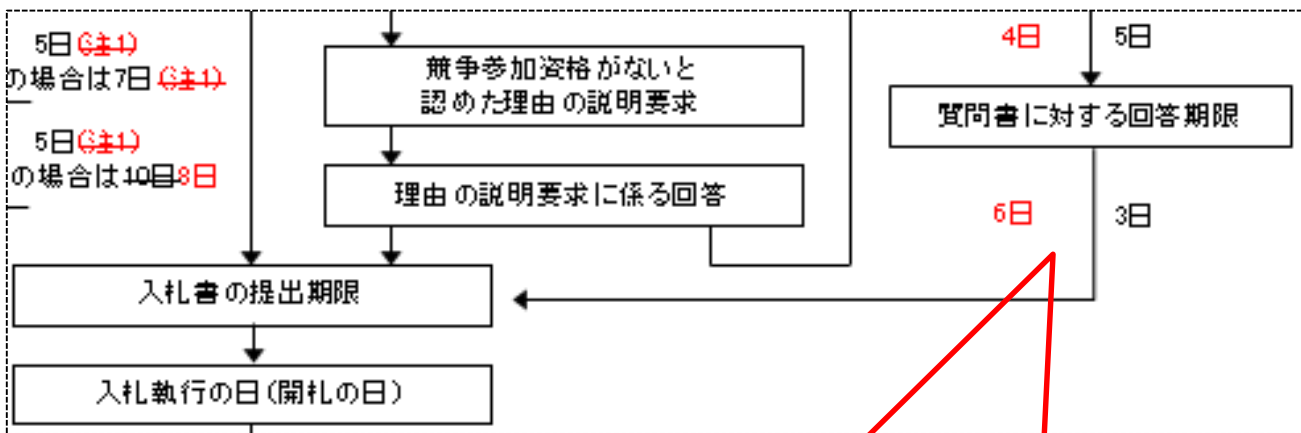
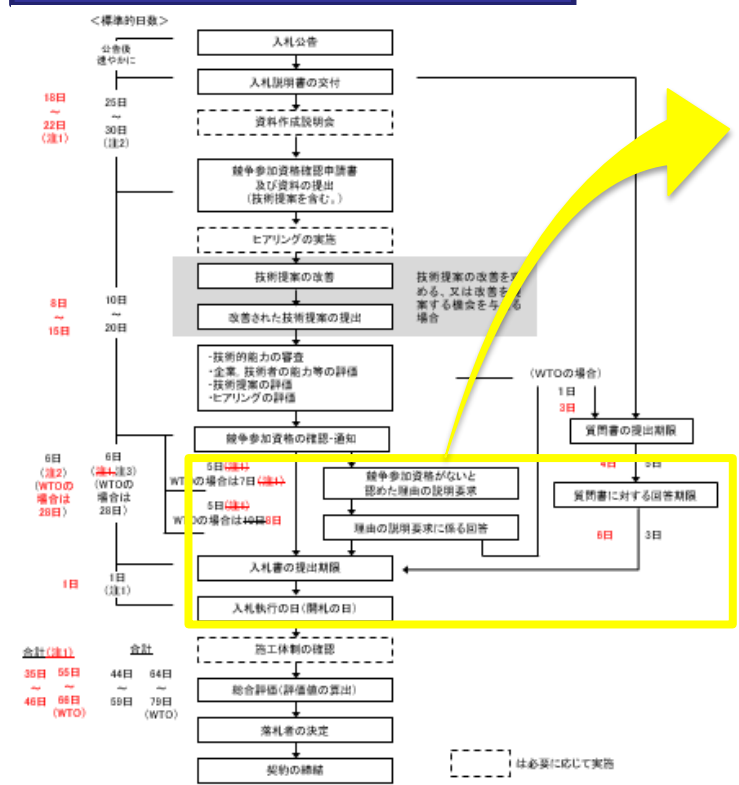
現状

- 技術提案評価型S型における「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数は本省ガイドライン上3日と短い。
- いくつかの地整においては、既に5日程度の日数を確保しているものもあるが、質問回答から提出期限までの期間を6日確保を求める要望を頂いていた。

対応方針

- 技術提案評価型S型において「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数を6日以上確保。
- 本省ガイドラインにおいて6日確保を明記し、順次地整等の手続にも反映する。
- ※あわせて、本省ガイドラインの手続きフロー上の日数を土日を含まない日数に統一した標記とする。

本省ガイドライン(案) 図2-7



「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数を3日から6日へ改める

【主な改正点(案)③】技術提案評価に係る考え方の明確化

技術提案について、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すとともに、競争参加者に過度の負担をかけないよう配慮するため、以下の見直しを実施。

- 1) 複数提案を評価しない旨について明記
- 2) 過度なコスト負担を要する提案(いわゆる「オーバースペック」)の考え方の明記

2-3-2 技術提案

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件(最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値)の明示の徹底を図る必要がある。技術提案に係る要求要件(最低限の要求要件及び上限値)の設定例を表 2-4及び表2-5に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないよう努めることとする。

1つの提案項目は、1つの着目対象(〇〇対策、等)に限って設定すること。

複数の着目対象に対する提案技術を1つの項目に記載した場合には、当該提案項目を加点評価対象としない、若しくは最も評価が低い提案に基づいて評価することとする。

なお、過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても、**[[a]過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない][b]加点対象としない**。

※a:相対評価の場合 b:絶対評価の場合

「過度なコスト負担」の考え方

項目	詳細	例
発注者が示す『要求水準』に対して過剰なもの	管理基準の厳格化、要求水準に対して過剰な材料・配合・数量及び工法	・排水基準(ss・pH)、騒音値等の厳格化 ・高強度材料、重防食等へのグレードアップ ・ボーリング、観測機器、監視員等の追加
提案の履行に要する『費用』が高価なもの	技術的な工夫や配慮(要素技術の活用は可)の域を超える ※積算上、経費として計上すべきもの(技術提案・交渉方式の適用や設計変更が妥当)	
提案の『効果』が十分でないもの	費用(工夫・配慮の手間を含む)に見合った効果(品質確保、生産性向上等)が期待できない ※効果/費用>1で一律評価するのではなく、提案の将来性等を含め、総合的に判断する場合がある	

【主な改正点(案)④】ヒアリングを必須としないことやウェブ開催可能とすることの明記

テレワークやオンライン会議など、コロナ禍における働き方の変革の進展を踏まえ、また、競争参加者に過度の負担をかけないよう配慮する観点から、ヒアリングは「必要ある場合に実施」するものであることを明記するとともに、インターネット等による開催が可能であることを明確化。

表 2-11 ヒアリングと段階的選抜方式の組合せの考え方

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型	A型
ヒアリング	実施しない	<p><u>配置予定技術者へのヒアリングを実施することで配置予定技術者の管理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する。実施する場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。</u></p> <p>ただし、技術提案評価型A型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない(技術対話)</p>		
段階的選抜方式	実施しない	ヒアリングを行う競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施できる※	技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討する	

【主な改正点(案)⑤】海外技術者認定・表彰制度の実績の評価

令和2年度から導入された「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に基づき認定・表彰された海外での工事・業務の実績について、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価できることを明記。

○工事实績
○表彰
において、当該制度により認定・表彰された実績を評価できることを明記

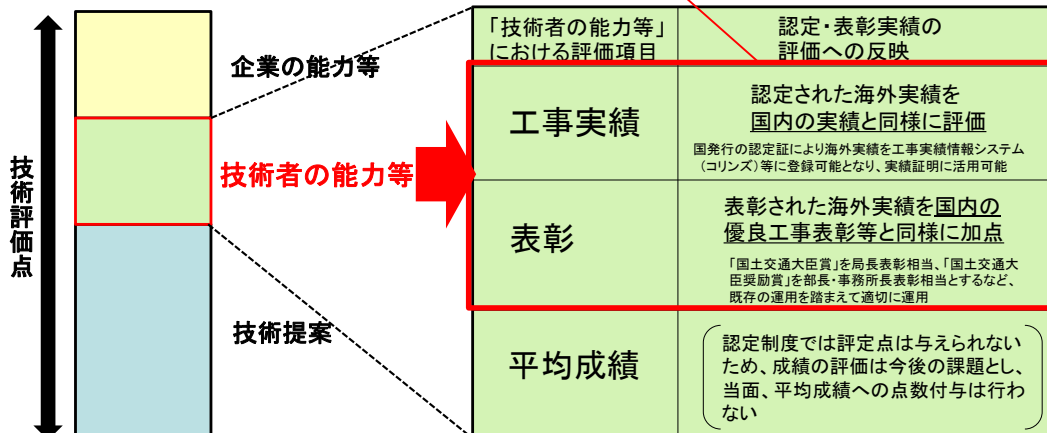
【工事实績に関する記載イメージ】

○同種工事の施工実績

- ・「より同種性の高い工事」の同種条件として、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等を当該工事の特性を踏まえて適切に設定し、競争参加資格としての同種工事よりも優位に評価することを基本とする。
- ・複数の同種条件を設定、評価することも可能とする。
- ・施工実績が複数ある場合は、件数に応じて優位に評価することも可能とする。
- ・過去15年間に於ける元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関発注の工事を含む）を対象とする。なお、直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・配置予定技術者の施工実績において工事に従事した立場を考慮する場合には、「監理（主任）技術者」だけを優位に評価するのではなく、必要に応じて「現場代理人」又は「担当技術者」も同等に評価することも可能とする。
- ・評価対象期間に従事した海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による認定を受けている実績の場合も同様とするが、CORINS等への登録が行われていない実績の場合は国土交通省が発行する海外インフラプロジェクト技術者の認定書の写し（以下「認定書」という）を必ず提出すること。ただし、認定書が未達等により提出できない場合は国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもって代えることができる。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用(イメージ)

総合評価落札方式における技術評価



※工事の「技術提案評価型」の場合の例